

令和3年4月1日

## 公 告

ヤマハ健康保険組合  
理事長 山畑 聡



当組合の規約の一部を下記のように改正し、令和3年2月22日から施行する。  
なお、改正するものについてのみ以下に記載し、改正しないものについては記載を省略する。

### 記

1. 第3条を次のように改める。  
(組合の事務所等)  
第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。  
静岡県浜松市中区中沢町10番1号
2. 第10条を次のように改める。  
(互選議員の選挙の管理)  
第10条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおこななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。
  - 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
  - 3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票、)開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
  - 4 (略)
  - 5 (略)
3. 第11条を次のように改める。  
(当選人)  
第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
  - 2 (略)
4. 第23条を次のように改める。  
(会議録の作成)  
第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 開会の日時及び場所
  - (2) 議員の定数
  - (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権または選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
  - (4) 議事の要領
  - (5) 議決した事項及びその賛否の数
5. 第42条を次のように改める。  
(職員)  
第42条 この組合に必要な職員(事務長その他)をおき、理事長がこれを任免する。
  - 2 (略)

6. 第43条を次のように改める。

(組合員の範囲)

第43条 この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した者を含む。）を組合員の範囲とする。

7. 第49条を次のように改める。

(準備金の保有方法)

第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1以上に相当する額については、第1号または第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
- (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

8. 第55条を次のように改める。

(一部負担還元金)

第55条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額）について、その還元を行う。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

9. 第57条を次のように改める。

(訪問看護療養費付加金)

第57条 被保険者の疾病または負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、40,000円を控除して得た額とする。

- 3 (略)
- 4 (略)

10. 第58条を次のように改める。

(家族訪問看護療養費付加金)

- 第58条 被扶養者の疾病または負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。
- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から40,000円を控除して得た額とする。
- 3 (略)
- 4 (略)

11. 第61条を次のように改める。

(家族療養費付加金)

- 第61条 被扶養者の疾病または負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。
- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、40,000円を控除して得た額とする。
- 3 (略)
- 4 (略)

12. 第62条を次のように改める。

(合算高額療養費付加金)

- 第62条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し合算高額療養費付加金を支給する。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

以上